

【博士論文要旨】**利用者主体の視座からみた生活支援専門職養成の課題****横山孝子****はじめに**

パラダイム転換に伴い創設された介護支援専門員の養成において、その受験資格要件は多様な職種に及ぶことから、利用者主体のケアマネジメントの実践が可能なのか、問題視される。それは、介護支援専門員の役割が、福祉サービス利用者の権利内容を大きく左右することになるためである。このような問題意識から、高齢者ケアにおいて重要な役割を担っている介護支援専門員の養成研修事業に焦点を当て、利用者主体の視座からみた生活支援専門職の養成について検討する。

第Ⅰ章 社会福祉のパラダイム転換とその基本理念

社会福祉基礎構造改革を社会福祉のパラダイム転換と位置づけ、パラダイム転換の背後にある「当事者主権」の考え方を確認し、新しい社会福祉の基本理念へと繋げていく。これまで長い期間にわたって定着してきた措置制度のあり方から、パラダイム転換後の社会福祉のあり方は何が、どのように変わろうとしているのか、いや変えねばならないのかを明らかにする。それは、生活支援専門職の価値や倫理の基盤となるものであり、実践者の援助観を形づくる位

置づけにあると考えるからである。

第Ⅱ章 利用者主体と人権の思想

前章で明らかにしたパラダイム転換による「利用者主体」の考え方の背景に、どのような人権思想があるのか、これまでの人権思想の経緯も含めて確認する。利用者主体とは、具体的にどのような福祉利用者の権利の行使を支援することなのか、生活支援者の具体的な実践へと繋げるために、実践者にどのような能力が求められるのかを探りたい。

第Ⅲ章 自立の概念と利用者主体の生活支援

これまで確認してきた利用者主体の生活支援と、社会福祉におけるキー概念である「自立」の概念とを対比し、両者の連関を確認している。措置制度の下で、使い古されてきた「自立」概念を、新たな「自立」概念として捉えなおし、実践へと結実することを意図している。

第Ⅳ章 利用者主体の生活支援とエンパワーメントの視点

利用者主体の生活支援とエンパワーメントの視点へと進め、利用者主体の理念や新たな「自立」概念を、実際の生活支援にお

いてどのように具現化することを実践者に求められるのか、生活支援の基礎となる専門的知識や技術について検討する。

第V章 高齢者ケアにおける利用者主体と介護支援専門員の役割

高齢者ケアにおける利用者主体と介護支援専門員の役割について、介護保険制度に照らし確認する。高齢者ケアにおいて、介護保険制度の下に中心的な役割を担っている介護支援専門員の養成の実情、また介護支援専門員の業務実態等の分析により、介護支援専門員に期待される役割と養成のあり方の課題を洗い出していく。

第VI章 利用者主体の視座からみた介護支援専門員養成研修事業の課題

前章で洗い出した介護支援専門員に期待される役割と養成のあり方の課題を基に、利用者主体のケアマネジメントを担う介護支援専門員の役割上の限界と、新たな役割を担うことから求められる介護支援専門員としての専門職性の再構築の必要性を提言する。

第VII章 生活支援専門職の専門職性と専門職としての構成要件

これまでの内容を踏襲する形で、生活支援専門職の専門職性とは何かについて、先行研究に依拠しながら導き出していく。そして、介護支援専門員養成研修事業の課題を基に、介護支援専門員を生活支援専門職として、専門職の構成要件を満たすような養成システムにより養成することの必要性を主張している。

第VIII章 生活支援専門職の専門職性からみた社会福祉士及び介護福祉士の養成カリキュラム

社会福祉分野に現存する生活支援専門職であるところの、社会福祉士及び介護福祉士の養成カリキュラムに着目し、前章で導き出した生活支援専門職の専門職性の視座から検証し、両資格の生活支援専門職としてのカリキュラム上の課題を探りたい。

第IX章 生活支援専門職としての介護支援専門員養成研修事業

利用者主体の理念に基づく生活支援専門職としての専門職性を、介護支援専門員の養成カリキュラムに組み立て、介護支援専門員教育マトリックス、介護支援専門員教育カリキュラム、介護支援専門員教育カリキュラムデザインに具体化して、考案、提言したい。

おわりに

パラダイム転換に伴い創設された介護支援専門員の養成において、その受験資格要件は多様な職種に及ぶことから、介護支援専門員の役割が、福祉サービス利用者の権利内容を大きく左右することになるという問題意識から、介護支援専門員の養成研修事業に焦点を当て、利用者主体の視座からみた生活支援専門職の養成について検討してきた。

先行研究に依拠しながら導き出した生活支援専門職の専門職性は、

- A. 社会福祉の理念及び人権思想に関する内的枠組みがある、
- B. 福祉利用者の自己決定権の行使、権

利擁護を支援できる、

C. 福祉サービス利用者の生活課題を明確化（アセスメント能力）できケアマネジメントを実践できる、

D. 他職種と連携・協働できる、

の4つの視点に括った。そして、その専門職性をふまえ、「介護支援専門員養成研修カリキュラム試案」を提言している。

利用者主体の生活支援においては、福祉サービス利用者の自己決定権の保障に向けたエンパワメントアプローチや権利擁護機能が、生活支援専門職に不可欠となる。高齢者ケアにおける介護支援専門員の役割、責任を、利用者主体の視座から適切に担える生活支援専門職として養成するシステムの検討が、緊急の課題である。

横山孝子提出社会福祉学博士学位 請求論文審査結果の要旨

提出論文

利用者主体の視座からみた生活支援専門職養成の課題

(本論文の主題)

学位請求論文「利用者主体の視座からみた生活支援専門職養成の課題」は、介護保険制度の創設に伴い導入された介護支援専門員の専門職性の検証と、その再構築を主題とした研究である。

この主題のために、まず介護支援専門員制度の基礎にあるべき利用者主体という理念の内実を、人権思想の展開、「自立」概念の捉えなおし、およびエンパワーメントの視点等に依拠しつつ確認する作業から始める。次いで、その確認された利用者主体の視座から、高齢者の福祉サービスの質を左右するケアマネジメントの現状を検証し、介護支援専門員の受験資格要件、養成課程、業務実態等の問題点を抉り出す。そして以上をもとに、生活支援専門職としての専門性要件を再検討し、新しい生活支援専門職の養成のあり方と具体的な養成カリキュラムを設計することを目指した研究とすることができる。

(本論文の概要)

第1章から第4章までは本研究の視座である利用者主体の理念を明らかにすることに当てられている。まず第1章「社会福祉のパラダイム転換とその基本理念」におい

て、いわゆる社会福祉基礎構造改革において意図されたパラダイム転換の根底には、明確に利用者主体の理念が据えられるべきであって、その理念こそ「生活支援専門職の価値や倫理の基盤となり、実践者の援助観を形づくる位置づけ」にあるべきことが強調される。

第2章「利用者主体と人権の思想」では、利用者主体の考え方の背景にある人権思想の展開をフォローしたうえで、そこから進んで、利用者主体とは具体的に福祉サービス利用者のどのような権利行使を支援することであるのか、生活支援専門職にどのような権利擁護能力を求めることとなるのかを探られる。

第3章「自立の概念と利用者主体の生活支援」では、措置制度の下で使い古されてきた「自立」の概念が利用者主体の視点から新たに捉え直され、人格的自立（自己決定権）の支援が生活支援の核をなすべきものとして位置づけられる。

第4章「利用者主体の生活支援とエンパワーメントの視点」では、第3章にいう「利用者主体の生活支援」とは、エンパワーメントアプローチを必須条件とするものでなければならないとされ、さらに、エンパワーメントアプローチのさいには、利用者の状況を「問題」として捉えるという従来

の指向を、むしろ「挑戦」として捉える指向へ転換することが要諦であり、その転換を促す点においてストレングスの視点は有用であるとされる。

第5章「高齢者ケアにおける利用者主体と介護支援専門員の役割」は、この研究の本題に入る章であって、前章までの予備的考察で明らかにされた利用者主体の視座から、現行の介護保険制度のもとで中心的な役割を担っている介護支援専門員の養成研修事業の実状および介護支援専門員の業務実態等が詳細に分析される。その結果、介護支援専門員の実務研修内容がケアマネジメントの手法伝達に終始しており、またそのような養成研修を経た後の実務状況においても、ケアマネジメントの過程で利用者の自己決定を支援するという役割・責務に対する認識及びその実施率は低く、介護支援専門員の力量の如何によってケアプランの質が左右される実態が浮き彫りにされる。

つづいて第6章「利用者主体の視座からみた介護支援専門員養成研修事業の課題」では、介護支援専門員の受験資格要件としての基礎資格のなかに、医師、看護師、社会福祉士等のほか、義肢装具士、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士等のさまざまな職種が包含されており、かつそれぞれの教育背景の差異が大きいため、これら多様な限定性をもった職種のすべてが本来の介護支援専門員の受験資格としてふさわしいとは到底いえないと結論づけられる。

そして第7章「生活支援専門職の専門職

性と専門職としての構成要件」において、改めて生活支援専門職としての専門性とは何か、専門性を構成する要件は何かという課題が真正面から取り上げられる。ここで先行研究を丹念に点検して専門職性を考察した結果として、①社会福祉の理念および人権思想に関する内的枠組みがあること、②福祉サービス利用者の自己決定権の行使をアドボケート（権利擁護）できること、③福祉サービス利用者の生活課題を明確化し、解決過程を展開できること、④他職種との連携・協働ができること、という4つの観点が導き出される。

こうして導き出された専門職の構成要件にもとづいて、第8章「生活支援専門職の専門性からみた社会福祉士及び介護福祉士の養成カリキュラム」では、社会福祉士および介護福祉士の養成カリキュラムが再構成され、第9章「生活支援専門職としての介護支援専門員養成研修事業」では、次期改正カリキュラムの限界を指摘しつつ、介護支援専門員教育マトリックス、介護支援専門員教育カリキュラム、介護支援専門員教育カリキュラムデザインが再構成される。かくして本研究の結論において、社会福祉士4年課程の基盤と、その後の5年以上の実務経験を重ねることで獲得された経験知のうえに、さらに上記の専門員教育カリキュラムの1年課程を履修することによって、利用者主体のケアマネジメントを真に実践できる新たな生活支援専門職資格＝「専門社会福祉士」を取得するという制度設計が提言される。

(本論文の研究成果と独創性)

福祉サービスの水準・質を保障するための基準は、広く①施設の構造・設備・人員配置数等の構造に関する基準、②サービスの提供プロセスに関する基準、および③サービスの成果に関する基準に分けて検討されてきたことは周知のとおりである。本論文は、構造に関する基準のなかでも、これまで研究の乏しかった専門職性の基準に焦点を当てて、上記概要のとおり、サービスの質を左右する重要な要素として「生活支援専門職」の基準を究明した点に、第1の意義を認めることができる。

第2に、介護支援専門員は、その創設にあたって短期間に4万人を超える相当数の養成を行う必要から、その養成対象の範囲は多職種を包含し、利用者個人の尊厳ある生活を支援することを役割とするには限界が予測される職種も含まれることとなったが、本論文はそのことから生ずる問題を鮮やかに抉り出して見せた。

のみならず、第3に生活支援専門職としての専門性の構成要件は何であるべきかを究明することによって、上記問題を理論的に克服する道筋をも付けたことである。

さらに第4に、本論文は生活支援専門職資格としての「専門社会福祉士」の履修課程を具体的に制度設計して、従来の専門職をめぐる研究に新たな洞察と知見を付け加えた。

以上の4点に本論文の研究成果と独創性を集約することができるであろう。

ただ、本論文にはさらに研究を深めるべき課題や研究を発展させる余地も残されて

いる。本論文では、生活支援専門職の基礎資格を社会福祉士に限定して、制度設計されているが、社会福祉士の基盤を有する者のみならず、医師、保健師、看護師等の医療職を基礎資格とする者についても、「専門社会福祉士」への道を開くような養成課程の構築が必要となろう。また、障害の概念を医学モデルからではなく、社会モデルからとらえた場合、新たな「専門社会福祉士」に求められる日常生活と社会生活の支援のための役割、責務は何でなければならないかについて、さらに考察を深めることも求められよう。加えて、生活支援専門職としての専門職性を確立するという課題は、その基礎資格要件と養成課程のみならず、その雇用形態と雇用条件、担当件数、専門職としての裁量の独立性を担保する条件、介護報酬算定の基準と基準決定の手続きといった諸条件に深くかかっていることから、将来、これら諸条件にまで研究の射程を拡大することも期待されるところであろう。

とはいえ、これらはいずれもいわば望蜀の論にほかならず、福祉専門職をめぐる研究に新たに深い洞察を加え、専門職養成課程を再構築する必要性を論証した点において有意義な貢献をなしていることにより、本研究科博士後期課程を修了し、博士(社会福祉学)の学位を取得するに十分な水準に達していると認められる。

論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	河野正輝
副査	熊本学園大学教授	花田昌宣
副査	山口県立大学教授	高野和良